

## O背景

気候危機が一層深刻化する中、都は、2050 年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減する「カーボンハーフ」を目指した取組みを加速させています。こうした中、エネルギーの大消費地・東京の責務として、都内 CO2排出量のうち、7割を占める建物への対策強化が重要となります。

都内における太陽光発電設備の設置量は、年々増加する一方、住宅屋根等への設置は限定的であり、都内には大きなポテンシャルが存在しています。このため、都は2022(令和4)年12月に環境確保条例を改正し、大手ハウスメーカー等を対象に、中小規模新築建築物に太陽光発電設備の設置等を求める日本初の制度「建築物環境報告書制度」を創設しました。

## 〇制度概要

新築する建物において、制度対象事業者に以下を求めます。

①断熱・省エネ性能の確保

(国基準以上の基準を設定)

②太陽光発電設備等の設置

(太陽光発電設備については、制度対象事業者が、

事業者単位の総量により、柔軟に義務履行できる仕組み)

- ③電気自動車充電設備等の設置
- ④施主や購入者等に対して新築建物の環境性能を説明

(住まい手等が建物の性能について正しく理解できるよう、環境性能の説明を制度対象事業者に義務付け)

⑤基準への適合状況等の報告

(制度対象事業者の環境への取組について、履行状況を確認するため、都への報告を義務付け)

※取組が不十分な場合は、都が指導、助言、勧告、事業者名公表等を行い、適正履行を促進します。

## O制度対象事業者

- ・対象者は、延床面積 2,000 ㎡未満の新築建築物の都内年間供給延床面積が 20,000 ㎡以上の大手住宅供給 事業者等(約 50 社程度の見込みで、都内での年間新築棟数の半数程度の規模を想定)。
- ・取組の裾野を広げていくため、制度対象事業者に加え、より多くの企業による任意参加を可能としています。

